

3. 推 計 方 法

以下に、「昭和35年度国民所得報告」および第二の2にかかげられた「国民所得計算主要項目明細」の各項目について、その推計方法を概説する。はじめに各勘定の構成および推計方法の概要をしめし、つぎに国民総生産と国民総支出にわけてそれぞれの構成項目の推計方法についてややくわしく説明することにする。なお、30～34年度の旧推計を改訂した部分については、それぞれの推計方法のところで指摘してあるが、次の項にその要旨をかかげておいた。

一 概 要

国民所得勘定は国民経済全体を統合した総括勘定と、主要な経済諸主体にかんするいくつかの個別勘定からなっている。総括勘定は国民総支出と国民総生産の勘定であって国民総支出は国民経済の生産物にたいする需要面をあらわし、「個人消費支出」、「政府の財貨サービス経常購入」、「国内総資本形成」、「経常海外余剰」、の四つの大項目から購成され、市場価格で評価されている。国民総生産はこの需要にたいする供給面ないしは費用面をあらわし、要素費用で測った「国民所得」と、「間接事業税マイナス補助金」、「資本減耗引当」から構成されている。

個別勘定は、「個人所得とその処分」、「財政収支」、「海外収支」、「総貯蓄と総資本形成」の四つの勘定からなっているが、各勘定を構成する諸項目の計数は国民総支出と国民総生産を推計するさいに導きだされる。

国民所得は分配国民所得と産業別国民所得であらわされるが、産業別国民所得の推計は分配国民所得を産業別に編成がえしてもとめられているので、国民所得の推計方法は分配国民所得についてだけ述べることにする。

(1) 分配国民所得

国民所得は、ある国の居住者の生産活動によって一定期間にあらたに付加された純生産物の価値（付加価値と呼ばれる）であるが、分配国民所得という場合は、この付加価値をその生産活動に参加した各経済主体ないしは生産諸要素に分配される面においてとらえたものである。

(A) 勤 勞 所 得

これは賃金俸給所得とその他の雇用者報酬とからなる。賃金俸給所得の推計は、まず産業別に「毎月勤労統計調査」（労働省）、「民間給与実態調査」（国税庁）などから1人当り平均給与を求め、これに見合う勤労者数（「国勢調査」、「労働力調査」および「事業所統計調査」（総理府統計局）などから推計）を乗じて求められる。その他の雇用者報酬とは、兼業、重役俸給、議員歳費、チップなどである。

(B) 個人業主所得

これは個人が企業の主体となり、家族や雇用者を使って企業を運営してえた所得である。その推計は産業別に「農家経済調査」（農林省）、「個人商工業経済調査」（統計局）や生産、物価統計および税務統計などから1業主当り所得を求め、これに見合う個人業主数（「国勢調査」、「労働力調査」などから推計）を乗じる方法によっている。

（注）（A）（B）とも林業、水産業については、同業主の付加価値から間接的に推計している。

(C) 個人賃貸料所得

田畑小作料、宅地地代家賃、その他にわけて個人が受取るとみられる所得を求める。このうち前2者は、面積単位当り賃貸料所得にここに計上すべき範囲の面積をかけて推計する。後者の「その他」は個人所有の特許権、著作権などの使用料としてえられる所得であるが、これは「法人企業統計調査」（大蔵省）や税務統計などから推計している。

(D) 個人利子所得

貨幣利子と帰属利子とにわけ、いずれも金融機関の損益計算書から、個人の

受取る利子、あるいは個人に帰属せしめるべき利子を推計している。

(注) 帰属利子とは、金融機関が個人の預金者の預金を管理運営するというサービスを、個人に無償で提供することに見合って発生する所得のことをいうのである。これは金融機関の投資運用収入と支払利子との差額で推計される。

(E) 法人所得

税務統計を基礎にして法人企業の純益を求め、これを法人の所得としている。

(F) 官公事業剰余等

中央および地方財政の決算書から官公事業の剰余金のほか、政府の受取った賃貸料および利子を計上している。

(G) 海外よりの純所得

日銀調のわが国「国際収支表」によって利子、配当等の所得の海外からの受取から海外への支払を差引いて推計している。

(H) 政府および消費者の負債利子

これらは生産に伴う所得とはみなされないから、国際慣行に従って一括して最後に控除することになっている。政府の負債利子は、中央財政については、一般会計と非企業特別会計における国債利子、借入金利子および割引料の支払額をとり、地方財政については、普通会計における地方債元利償還金のうちの支払利子と一時借入金利子を計上している。消費者負債利子は、質屋およびその他の金融機関が消費資金を貸付けてえた受取利子を厚生省、警察庁などの調査および日銀の「経済統計月報」などから推計している。

(2) 調整項目

国民総支出は資本減耗にたいする補填投資をふくみ市場価格で測られているが、国民所得は資本減耗部分をふくまず要素費用で測られているので、両者をバランスさせるために、国民総生産の側に調整項目がもうけられている。その内容は、加算項目として間接事業税と資本減耗引当、控除項目として補助金からなっている。

間接事業税と補助金は中央、地方の決算書をもとにして推計し、資本減耗引

当は主として「法人企業統計調査」、「農家経済調査」、「個人商工業経済調査」などから推計している。

(3) 国民総支出

国民総支出は総生産物（純生産物＋資本減耗引当等）の価値を市場価格で支出面から推計したものである。

(A) 個人消費支出

これは個人や非営利団体の財貨およびサービスに対する支出であって、飲食、被服、光熱、住居、雑費の5項目にわけられている。このうち前3者は、生産、配給統計を基礎（飲食は25年度、光熱は25年度および29暦年、被服は22暦年）として推計したものを「農家経済調査」や「都市家計調査」などを利用して延長して求められ、後2者は家計調査などを基礎に算出されている。

(B) 政府の財貨サービス購入

これは中央、地方財政の財貨およびサービスの購入であって、民間企業への補助金、生活困窮者への救済費などの振替支出、既存資産の購入および企業会計の経常費用は含まない。その推計は、「一般会計、特別会計、政府機関等の決算書」（大蔵省）や自治省の、地方財政決算額から重複と控除項目を控除して行われている。

(C) 国内民間総資本形成

これは国内における個人および民間企業による資本形成額であって、個人住宅建設、生産者耐久施設、在庫品の増加の3項目にわけられている。

個人住宅は「建築動態統計」（建設省）から求められる。生産者耐久施設と在庫品の増加は法人企業と個人企業にわけて推計され、前者は「法人企業統計調査」やその「四半期別統計」（大蔵省）後者は「農家経済調査」、「個人商工業経済調査」（統計局）などから推計される。

(D) 経常海外余剰

これはわが国の諸外国に対する経常諸収支勘定の受払の差額であって「国際収支表」（日銀）から算出される。

二 国民総生産

(1) 分配国民所得

分配国民所得とは、一国の居住者の一定期間における生産活動によって発生し、経済諸主体または生産諸要素に帰属した現金および現物の所得の総額である。

(A) 勤労所得

賃金俸給所得とその他の雇用者報酬とからなり、前者は常用日雇をとわず雇用者の地位にある人々の賃金俸給（重役俸給を除く）所得で、臨時の給与、賞与、現物給与などを含み、後者は重役俸給、社会保険料の雇主負担分、議員歳費、チップなどのほかに、雇用者が兼業として受取る勤労所得などからなる。これらの所得は所得税控除前のものである。

(a) 賃金俸給所得

(i) 農林水産業

(I) 農業

農業は今次推計にあたって、「35年世界農林業センサス」の入手により、31年にさかのぼり、農業個人業主所得の改訂をおこなったので、これにともない勤労所得も改訂された。

推計方法はつぎのとおりである。

各年度の農家経済調査報告（農林省）より求めた全国平均1戸当り農業所得に対する農業雇用労賃の比率を今回推計した各年度農業個人業主所得に乗じて、各年度の勤労所得を算出した。

(II) 林業

林業は33年度までの計数に改訂はなく、各前年度を基準として34～35年度を延長推計した。延長指数は「農村物価賃金調査」（農林省）における山林労働賃金と生産量（林野庁）との総合指数によった。

(III) 水産業

213

水産業は34年度までの計数に改訂はなく、35年度は34年度推計による35年1～3月を基準として4～6月を推計し、同様に各4半期を求め合計した。延長指数は、漁家の雇用労賃（資料の関係から大体農業の傾向に準ずるものとして、農林省調、農業労働賃金を用いた）と「法人企業統計調査」（大蔵省）による水産業法人従業員給与の傾向を算術平均して求めた賃金指数に、「労働力調査」（統計局）の水産業雇用者指数の傾向を乗じて算出した。

(ii) 農林水産以外の産業

各産業別常用、日雇別の1人当り平均賃金にそれぞれの雇用者数を乗じて算出した。ただし公務をのぞく各産業ごとに従業者30人以上の事業所と30人未満の事業所別に賃金を求め、雇用者数も「事業所統計調査」（統計局）を基礎とし、「労働力調査」（統計局）、「毎月勤労統計」（労働省）などによって従業者30人以上と30人未満のものに分割して、それぞれの平均賃金に乗じた。

(I) 1人当り賃金

(i) 鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、金融保険不動産業、運輸通信その他の公益事業

常用職員労務者については、従業者30人以上の事業所分は「毎月勤労統計甲調査」の1人当り現金給与額に「給与構成調査（25年）」（労働省）によって現物給与を補った。なお「毎月勤労統計甲調査」は36年1月に改正されたので、今次推計においてさかのぼって修正を行った。

30人未満のものについては、32年7月以降は「毎月勤労統計乙調査」および「臨時調査」を用いて1人当り賃金を推計した。同年6月以前については、前記調査より同年7～9月における30人未満の1人当り賃金の30人以上に対する較差を求め、各年度にさかのぼってこれを「毎月勤労統計甲調査」の100人以上に対する30～99人の1人当り現金給与額の比率のうごきで調整し、先にえた30人以上の1人当り賃金に乗じて算出した。

日雇労務者については、従業者30人以上の事業所分は「毎月勤労統計甲調査」より求めた臨時および日雇労務者1人1日当り平均現金給与額に「労働力調査」を基礎としてえた1か月当り稼働日数を乗じた。ただし建設業の稼働日

数は「職業別賃金調査（乙調査）」（労働省）から求めた。

12. 従業者30人未満のものについては、32年7月以降は「毎月勤労統計乙調査」より求めた臨時日雇労働者1人1日当り平均現金給与額を30人未満の1人1日当りとし、稼働日数は30人以上と同じものを用いて算出した。同年6月以前は30人未満の30人以上に対する較差を求め、各年度にさかのぼってこれを「毎月勤労統計甲調査」の100人以上に対する30～99人の臨時日雇労働者1人1日当り平均現金給与額の比率のうごきで調整し、先にえた30人以上の1人当賃金に乗じて求めた。

(ii) サービス業

まず駐留軍労働者については、調達庁調の資料によって1人当り平均賃金を求めた。（なお駐留軍労働者数は、「労働力調査」よりサービス業雇用者中の駐留軍分の割合を求め、この割合を後述の当課推計の雇用者数に乗じて求めた）その他のサービス業の分については、「民間給与実態調査」（国税庁）から従業者30人以上と30人未満の事業所別に、卸小売業に対するサービス業の賃金較差を求め、(i)で得た卸小売業の常用の賃金に乗じて求め、日雇は(i)でえた卸小売業の従業者30人以上と30人未満のもの1人1日当り現金給与額に前記の較差を乗じ、さらに「労働力調査」を基礎としてえた1ヶ月当り稼働日数を乗じてそれぞれの賃金を求めた。

(iii) 公務

人事院、大蔵省および自治省の資料によって国家および地方公務員の給与をそれぞれ求め、「国勢調査（25年）」によってウエイトをつけて公務平均の賃金を求めた。なお、33年推計より国家公務員中自衛隊の現物給与の推計方法を改め、国民総支出の「個人消費支出」と見合うものとした。

常勤労働者、非常勤職員については、人事院および自治省調の資料によって別途推計し、公務平均賃金に公務の雇用者数を乗じる際にこの人員を差引いた。

(II) 雇用者数

「昭和30年国勢調査1%集計結果表」を基礎にし、「労働力調査」の傾向に

よって延長推計した。

まず、就業者（個人業主および雇用者）の総数については、「労働力調査」各月の就業者総数に30年9月「労働力調査」と「30年国勢調査」との就業者総数の格差を乗じて推計した。

つぎに上記の就業者総数を従業上の地位別（個人業主および雇用者別のこと）、産業別に以下のようにして2段階の方法により求めた。

第一段階

(i) 「30年国勢調査」と30年9月の「労働力調査」との個人業主および雇用者別の就業者数の格差を求め、

(ii) 毎月の「労働力調査」の個人業主および雇用者別の就業者数に上記の格差をそれぞれ乗じ、

(iii) (ii)で求めた就業者数を合計し、この合計値に対する個人業主、雇用者別、就業者数の構成比を求め、

(iv) 上記の構成比を就業者総数に乗じて、地位別就業者数を求めた。

第二段階

(V) かくして得た従業上の地位別就業者数を、第一段階と同様の方法により産業別にそれぞれ求めた就業者数の推計結果から、さらに按分して従業上の地位別、産業別就業者数を求めた。

(注)「昭和35年国勢調査の1%抽出集計」の結果が公表されたので、上記方法による昭和35年9月の計数と昭和35年国勢調査との差を調整し、昭和35年の国勢調査に一致させるよう昭和30年10～12月4半期以後の計数を次の方法により改算した。

即ち1から〔昭和35年国調/上記方法による昭和35年9月〕まで〔20（昭和30年10～12月4半期から昭和35年7～9月4半期までの4半期計数）+1〕の等比級数を求め、1の次から順に昭和30年10～12月4半期から昭和35年7～9月までの上記方法による計数に乗じて新しい計数を求めた。

(b) その他の雇用者報酬

(i) 兼業

「家計調査」（統計局）より勤労者世帯の世帯主本業収入に対する副業収入の割合を求め、これを農林水以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

(四) その他

(I) 重役俸給

今次推計に当り従来脱漏していた非常勤重役の分も計上することにしたので30年に遡り修正した。

即ち各年共「法人企業統計年報」(大蔵省)より役員給料手当をそのままとったが、この統計では金融保険業分が得られないため、別途「民間給与実態調査」(国税庁)によって推計加算した。

(II) 社会保険料雇主負担分

各社会保険の保険料収入の収納済額をもとめ、これに各雇主負担分の比率を乗じて推計した。なお33年推計より、共済組合のうちに国鉄、専売、電信電話の三公社分を加えた。

(III) チップ

昭和25年における卸小売業、サービス業の賃金俸給所得に対するチップの比率をそれぞれの賃金俸給所得に乗じて推計した。

(IV) 歳費

国会議員については「歳入歳出決算書」および衆、参両院会計課に照会し、地方議員については「地方財政統計年報」(自治省)により、35年度は決算見込額によった。

(B) 個人業主所得

この所得は個人が企業の主体となり家族や雇用の労働を使って企業を運営して得た所得であるがその実質は企業としての利潤と企業主およびその家族の労働に対する勤労所得との混合所得である。

(a) 農林水産業

(イ) 農業

今次推計に当って「35年世界林業センサス」の入手により31年度にさかのぼり、農業個人業主所得の改訂をおこなった。

その推計方法はつぎのとおりである。

(I) 31年度

30年度を基準として、「農家経済調査報告」の全国平均1戸当り農業所得(経費的租税公課控除)と総農家戸数(次項で求めたもの)の傾向により延長推計した。

(II) 32年度～35年度

「30年臨時農業基本調査」および「35年世界農林業センサス」の総農家戸数を調整した総農家戸数により、30～35年を補間した総農家戸数を各年の全国平均1戸数当り農業所得(経費的租税公課控除)に乗じて求めた。

(イ) 林業

林業は33年度までの計数に改訂はなく、34～35年度は各前年度を基準として延長推計した。延長指数は、素材、木炭、薪それぞれの生産量指数(林野庁資料)と「卸売物価指数」(日銀)とを総合したものによった。

(ロ) 水産業

水産業も、34年度までの計数に改訂はなく、35年度は34年度を基準として延長推計した。

延長指数は、農林省調の全国総漁獲量と「市場月報」(水産物篇)(東京都中央卸売市場)の魚価指数とを総合したものによった。

(b) 農林水以外の産業

各産業ごとに個人業主数に1人当り平均所得を乗じて算出した。個人業主数は、農林水以外の各産業の勤労所得の推計における雇用者数の推計と同様の方法で求めた。なお「35年国勢調査の1%抽出集計」の結果が公表されたので、前記雇用者数と同様方法により31年に遡り改算した。

製造業および卸小売業の1人当り所得は、まず、総理府統計局調「個人商工業経済調査」の従業員規模別1人当り所得を同じく統計局調の「就業構造基本調査」および「事業所統計調査」から求めた従業員規模別業主数により加重平均して全規模1人当り平均所得を算出し(この際短時間就業者について所要の調整を加えた)、次に、「個人商工業経済調査」による所得は減価償却費を控除していないので、「法人企業統計年報」による資本金200万円未満の法人の売上高に対する減価償却費の比率を利用して求めた減価償却費を控除し、さらに、

「個人商工業経済調査」の結果は都市のみを代表しているので「就業構造基本調査」による全国1人当り所得と都市のそれとの較差を用いて調整し、1人当り平均所得を算出した。

鉱業、建設業、金融保険不動産業、運輸通信その他の公益事業およびサービスの1人当り所得は、国税庁「所得種別表」により各産業の1人当り所得の製造業、卸小売業、の1人当り所得に対する比率を求め、これを製造業、卸小売業の1人当り所得に乗じて算出した。

4半期分割は、上記により求めた年度の所得額をそれぞれ次に掲げる指標により分割して行った。

(イ) 製造業および卸小売業「個人商工業経済調査」の各4半期別売上高にもとづいて求めた系列に各4半期別の業主数を乗じたもの

(ロ) 鉱業 通産省調「産業活動指数(鉱業)」に日銀調「東京卸売物価指数」中関係品目のみの指数を乗じた指数

(ハ) 建設業 建設省調「建築動態統計」中「木造工事着工予定額」

(ニ) 運輸通信その他の公益事業 運輸省調「自動車貨物輸送量」

(ホ) 金融保険不動産業 個人利子所得中の帰属利子

(ヘ) サービス業 総理府統計局調「家計調査」の雑費

(c) 内職

統計局調「家計調査」より勤労者世帯主の本業収入に対する内職収入の割合を求め、これを農林水産業以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

(C) 個人賃貸料所得

この所得は個人が所有する不動産(有形、無形固定資産)の賃貸から生ずる所得であるが、不動産の賃貸を業とする個人業主の所得は不動産業として個人業主所得に含まれるから、本項から除外される。

また、自己の消費用に使用する不動産の地代家賃は本項に計上してあるが、営業用に使用している不動産の地代家賃は個人業主所得の一部を構成するから本項には含まれない。

個人賃貸料所得は、田畑小作料、宅地地代および家賃のほかに個人が所有す

る特許権、著作権などにもとづく所得から構成されている。なお本項の所得は賃貸料の総額から減価償却費、修繕費、固定資産税などの費用を控除したものである。

(a) 田畑小作料

日本不動産研究所調35年3月「田畑別反当り小作料」から反当り平均固定資産税を控除したものに、それぞれ田畑別小作地面積{「作物統計」,「世界農林業センサス」(農林省)等から算出したもの}を乗じて推計した。なお田小作料については10~12月期および1~3月期に、畑小作料については7~9月期、10~12月期および1~3月期に分割計上した。

(b) 宅地地代および家賃は家賃一本にまとめて算出した。

以下宅地地代および家賃を単に家賃とよぶ。

34~35年については33暦年の計数を基礎として統計局家賃地代指数と自治省資料等より求めた個人所有家屋床面積の傾向との相乗積ののびにより延長推計した。

33暦年の計数は先づ全国家屋の家賃総額を求め、これを基礎として個人所有家屋の家賃総額を算定し、これより物的経費を控除して求めた。

(イ) 全国家屋の家賃総額

これは坪当り家賃に家屋床面積を乗じて算出した。

(1) 坪当り家賃

「住宅調査」(総理府統計局)、「固定資産税概要調書」(自治省)等より求めた33年7~9月の家屋に関する坪当り家賃合計額を基礎として、同上統計局調の家賃地代指数の傾向により4半期別に算出集計した。

(2) 家屋床面積

上記「固定資産税概要調書」より免税点以下を含んだ「家屋総床面積」をとったが、これには住宅のほか店舗、工場、倉庫等の建物も含まれている。

(ロ) 個人所有家屋の家賃総額

(イ)で求めた全国家屋の家賃総額に30年の「国富調査」(経済企画庁)より求めた私有建物総額にしめる個人所有建物(法人分、個人自己所有生産用を

除く)の割合を乗じて算出した。

(イ) 個人所有家屋の家賃純額

個人所有家屋の家賃総額から物的経費を控除して求めた。物的経費には修繕料、火災保険料、管理費、減価償却費および固定資産税があり、それぞれ次のようにして求め合算した。

修繕料、火災保険料および管理費については「昭和28年度家賃実態調査結果抄報」(建設省)より、坪当り実際家賃に対するこれらの経費割合を求め、これを個人所有家屋の家賃総額に乘じて求めた。減価償却費は同調査より坪当り実際家賃に対する純平均減価償却費の割合を求め、これを個人所有家屋の家賃総額に乘じて求めた。固定資産税については「土地家屋調査」(自治省)より求めた家屋および宅地坪当り平均決定価額に固定資産税の税率を乗じて算出した坪当り平均税額に個人所有家屋の床面積および宅地面積を乗じて求めた。

なお固定資産税推計の際の個人所有家屋の床面積は「土地家屋調査」、「住宅調査」および「事業所統計調査」(総理府統計局)等により、宅地面積は「土地家屋調査」、「世界農林業センサス」、「漁業センサス」(農林省)および「宅地調査」(建設省)等により法人分および個人自己所有生産用分を控除して求めた。

(c) その他

個人が所有する特許権、著作権、借地権、鉱業権、電話加入権、営業権などの無体財産権の使用料としてえた所得である。

大蔵省調34年35年「法人企業統計年報」により、無形固定資産価額と付加価値の割合などを参考にして、国民所得総額より国内無形固定資産総額を推計しこれから個人所有の国内無形固定資産額を34年および35年について求め、その傾向を34年の計数に乗じて35年分を求めた。

(D) 個人利子所得

個人が政府と民間企業とから受取る貨幣利子および帰属利子からなる。ただし政府からの利子は公債利子のうち個人に支払われたもののみである。

帰属利子とは、個人の預金者がその預金の管理運用に伴って無償で金融機関から受取ったとみなされるサービスに見合う利子部分と、生命保険会社によって個人の勘定として留保された余裕金の投資運用からの投資収入とからなる。なお個人の受取る政府の公債利子は本項に計上してあるが、これは控除項目として政府と個人の消費者負債利子を計上することとしているためである。

(a) 貨幣利子

銀行、相互銀行などの各種金融機関の損益計算書から、預貯金の支払利息を求め、これから個人法人別預金残高などを基礎として、個人分の預金利子を推計した。また有価証券利息として、国債、事業債利子の個人分も計上した。

なお30年推計より個人予貯金利子の信託分と生命保険および損害保険の利子を統合して信託保険利子として計上した。

(b) 帰属利子

(イ) 一般金融機関

一般金融機関の証券投資収入および貸付利子収入から、預金、債券、借入金などに対する利息および日銀からの借入金利鞘を控除したものに、個人、法人別預金残高などをもとにして求めた個人分の比率を乗じて、個人分の帰属利子を推計した。

(ロ) その他

大蔵省銀行局保険課の資料により、生命保険会社の損益計算書より投資収入を求め、これから支払利息を差引いた残額を個人分の帰属利子として推計した。

なお、労働金庫分は30年以降その損益計算書により貨幣利子、帰属利子の両方に追加した。

(E) 法人所得

法人所得とは、内国法人たると外国法人たるとを問わず、法人格を有する企業が一定期間中に、国内において稼得した利潤である。

この推計は、主として国税庁で集計された法人税関係資料に基づいて行われる。各法人はその事業年度の終了後2カ月以内に法人税申告書を提出しなければ

ばならないが、この申告書記載の計数が推計の出発点を与える。もし申告に誤りがないならば、次の式によってまず、税法の規定に沿った所得を得ることができる。

「申告所得額－申告欠損額＋当期損金算入繰越欠損額」しかし、申告に対しては、税務当局によって調査が行われ、その結果、所得金額が修正（更正または決定）されるので、このような税務調査による修正を推計に導入するために税務処理実績が用いられる。すなわち更正決定による所得の増差率及び欠損の減差率を求め、これをそれぞれ上記の計数に適用して税務修正後の所得および欠損を得、これによって第一次的に税法の諸規定に沿った法人所得を得るのである。この計算に当たっては、普通法人、特別法人の別、資本金1,000万円以上1,000万円未満の別ごとに区分して行われる。

次に、このような形でとらえられた法人所得を、国民所得の概念に合致するよう調整することが必要である。第一の措置は、価格変動準備金、貸倒準備金、退職給与引当金等、諸準備金、引当金の当期中における繰入額及び取崩額の調整である。すなわち、当期中における繰入、取崩額の差額（純増分）は利益の留保と考えて加算する。また、輸出所得や特別法人の留保金等についての免税措置によって税務の計数から除かれているものについては加算される。これらのデータは国税庁部内資料および法人企業統計調査等から求められる。第二に日本銀行の国庫納付金についての調整がある。これは日銀の利潤であるが、日銀法の規定によって税務上の利益には算入されていないので、加算を要する。第三に海外からの純所得との調整措置である。これは分配国民所得系列における海外からの純所得の項目に見合って、法人所得を国内法人所得として調整する必要から行うものである。たとえば利子、配当、特許権使用料、賃貸料等の所得であるが、これらは国際収支統計より法人分を推計して調整されている。

以上のような調整を加えた合計額が法人所得として計上される額である。

なお、各法人の事業年度はそれぞれ各法人が個々に定めたものであり、その始期及び終期は一定ではない。

現行の推計は、その推計年度中に終了した各法人事業年度の、その事業年度分の所得の集計であり、これをもって推計期間中の発生所得と置きかえているものである。これについての調整が望ましいけれども、いまのところこの調整の方途はなく、諸外国においても、この点については同様の事情にある。

四半期別所得については年度所得を「法人企業統計季報」の営業利益の動向等に基いて按分している。

法人所得の処分については「法人税」「個人配当」及び「法人留保」の三項目に区分される。「法人税」の項目には、国税たる法人税だけでなく、法人負担のいわゆる住民税が含まれさらにその他の税外負担、公課も含まれている。これらはそれぞれ収納額によっている。「個人配当」の項目は、配当（法人に対するものを除く）と益金処分役員賞与からなる。配当額は税務当局の源泉徴収記録に基づく支払額を基礎とするが、直接投資分については、個人の株式所有割合を乗じて推計し、投資信託分については応募状況より個人分を推計したものである。賞与額も源泉徴収記録に基づくものである。なお法人に対する支払配当を除くのは、法人所得計算において既に法人の受取配当が除かれているからである。法人所得より「法人税」「個人配当」を控除した残余をもって「法人留保」とみなしている。

(F) 官公事業剰余等

「政府収入等」の「官公事業剰余等」の項参照。

(G) 海外からの純所得

「国民総支出」の「経常海外剰余」の項参照。

(H) 政府と消費者の負債利子

政府が官公事業以外で借りた公債利子と消費者の負債利子とは、生産に伴う所得とはみなされないから、これを分配国民所得に含めてはならない。

26年度以前の推計では、赤字公債利子については、一部官公事業剰余等、個人利子所得などから、それぞれ見合い分を控除していたが、27年度推計からは政府の赤字公債利子だけでなく政府が官公事業以外で借りた公債の利子および新たに推計した消費者負債利子を含めた「政府と消費者の負債利子」という項

目を、新たに控除項目として設定することとした。

(a) 政府の負債利子

企業会計以外による国債整理基金特別会計の支払済額、地方財政普通会計の決算額から、国債地方債の利子および借入金利子を求めた。

(b) 消費者負債利子

質屋とその他金融機関が消費者に消費資金を貸付けてえた受取利子を推計したものである。

質屋については、質屋組合連合会資料ならびに厚生省公益質屋実態調査等より求めた33年暦年の推計額を基礎にして「家計調査」(統計局)の勤労世帯、大都市平均借入金と「農家経済調査」(農林省)の全国平均負債利子の33年計に対する夫々の四半期傾向を指数化したものを6:4で総合したのものによって延長推計した。

金融機関の利息収入は全国銀行、相互銀行、信用金庫については、それぞれ日銀調、産業別貸出残高の「その他」の分に貸出利率を乗じて算出した。

信用農協組については「農家資金動態調査」(農林省)に基き農協組平均貸出残高中の個人消費資金相当分を求め、これに農協組の短期貸付金の平均貸付利率を乗じて算出した。

なお労働金庫分は30年以降その損益計算書によって追加した。

(2) 調整項目

(A) 資本減耗引当

資本減耗引当は(a)減価償却費(b)資本偶発損(c)経常費にあてられた資本的支出からなっている。資料などの関係により、(a)のうち個人農業以外については簿価によっているが、個人農業は時価ベースで評価されている。

(a) 減価償却費

(i) 官業

官公事業のうち国の企業特別会計、政府関係機関については、それぞれの損益計算書に計上されている減価償却費をそのままとった。地方公共団体の公営企業の減価償却費は資料の関係上計上しなかった。

(ii) 法人企業

一般産業については「法人企業統計調査」の「年度報」と「季報」、との有形固定資産残高の残高比率により「季報」の減価償却費を全規模に拡大して求めた。

金融保険業については、後述の生産者耐久施設推計の際に求められた営業用有形固定資産残高に、総合平均償却率として従来同様5%を乗じて算出した。

なお、金融機関の財務諸表に示される減価償却費は固定資産のすべてに対する減価償却費が一括計上されているものが多く、その中の有形固定資産のみに対する減価償却費を直接に求めることができないので、若干の金融機関についての資料から上記の割合を求めて推計したわけである。

(i) 個人企業

(I) 農業 「農家経済調査報告」(農林省)所載の統計表全国の部「農家財産の増減形態」から農用建物、農具、大動物、植物の減価償却額を求めて1戸当り所得に対する比率を算出し、これを分配面で求めた農業個人業主所得に乗じて算出した。但し建物の減価償却費については「農家経済調査」の上層偏倚を考慮して調整した。

(II) 製造業卸小売業 個人業主所得の項で算出した減価償却費を採用した。

(III) 鉱業、建設業、運輸通信その他の公益事業 適当な資料がないので、28年度以降は、26、27年度において適用した1事業主当り営業所得に対する減価償却費の比率について兩年度を平均した比率を分配面で求めた個人業所得に乗じて推計するという方法をとっている。なお、26、27年度推計における上記比率は「法人企業統計調査年報」(大蔵省)の資本金200万円以下の法人企業の附加価値に対する減価償却費の比率を準用したものである。

(ii) 個人住宅

昭和29年分を基礎として、家賃指数(総理府統計局)の傾向により延長推計した。なお、29年分の計数は分配面の賃貸料所得算出の基礎となっている計数から個人住宅に対する減価償却費をもとめたものである。

(b) 資本偶発損